

議案第 88 号

羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（出産育児一時金） 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40 万 8,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40 万 8,000 円</u>に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。 2 （略）	（出産育児一時金） 第 6 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40 万 4,000 円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、<u>40 万 4,000 円</u>に 3 万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。 2 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について

適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和３年１１月２５日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明